平成２９年（フ）第３３０号
横浜市泉区和泉が丘２丁目13番20号　コーポ谷田部202号
債務者　石丸　朋子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６５８号
北九州市八幡東区中央３丁目２番２―210号
破産者　古賀　徹治
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７号
千葉県いすみ市小沢1686番地１
破産者　三神　久雄
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
福岡県柳川市下宮永町369番地３
破産者　株式会社建築工房コンドウ
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
福岡県大川市大字榎津734番地
破産者　株式会社オーエスケイ
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第７２５号
北九州市小倉北区大門１丁目１番１―506号
破産者　中井　淳一
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２００号
仙台市若林区新寺５丁目６番23―104号
破産者　有限会社丹野ビジネスサービス
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
群馬県みどり市笠懸町阿左美280番地２
破産者　株式会社コウシン
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１１３６号
埼玉県桶川市大字倉田44番地の６
破産者　東亜電設株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
富山県氷見市加納578番地
破産者　株式会社桜打商会
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２６号
三重県松阪市駅部田町1740番地　ピュアライフ駅部田201号
破産者　山下　博司
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第４１号
三重県松阪市駅部田町1605番地　西村住宅、営業所三重県松阪市川井町919番地１　スナックなじみ
破産者　熊谷　澄嗣
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第４２号
三重県松阪市大黒田町190番地６、前住所三重県松阪市日丘町1377番地134
破産者　森谷　周子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第５５号
三重県松阪市久保町1117番地11　グレーセルハイツ105号室、前住所三重県伊勢市上地町1527番地４
破産者　西井　　務
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４２４２号
大阪府豊中市蛍池東町４丁目４番10号サンハイツ大西101号、住民票上の住所大阪府守口市南寺方中通２丁目６番13号
破産者　中野　　茂
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４４号
大阪府八尾市高安町北４丁目106番地
破産者　大阪化成株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４５号
大阪府八尾市高安町北４丁目106番地
破産者　ダイワ化成株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２１号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番５―203号
破産者　株式会社アクト
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９３７号
大阪府枚方市春日北町４丁目２番７号
破産者　株式会社エス・ワイ・ケー
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４号
堺市中区毛穴町75番地１
破産者　山上染工株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
鳥取県米子市西福原６丁目４番10号
破産者　株式会社メディスター
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部